

議第八十一号

徳山ダム上流域の山林の取得について

県は、徳山ダム上流域の公有地化を推進するため、次の山林の取得（共有持分の取得を含む。）をするものとする。

令和八年六月二十三日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

- 一 所在地 揖斐郡揖斐川町門入字立石谷一六九九番二ほか二三筆
- 二 取得予定面積 一、〇二九、三四八・九八平方メートル（うち、共有持分の取得に係る山林の面積は、九四一、〇六九・四八平方メートル（共有持分の取得に係る山林の筆ごとの面積に当該筆に係る県が取得する共有持分の割合を乗じて得た数に相当する面積の合計は、四二、二二八・八二平方メートル））
- 三 所有者 今井和宏ほか九名
- 四 取得予定金額 一四、三八六、四五六円
- 五 取得の方法 買収

